

平成20年度 嘱託職員

〔職種〕 一般事務および司書
〔募集人員〕 各職種若干名
〔対象〕 心身ともに健康なおおむね55歳までの方
〔任用期間〕 9月1日～平成21年3月31日
※任用期間満了後、必要に応じて更新する場合があります。
〔勤務時間・報酬月額等〕 下表のとおり

〔勤務場所〕 市内施設
〔申込方法〕 市販の履歴書に写真を添付したものおよび資格証明書等の写し(司書のみ)を7月28日(月)までに必ず本人が持参してください。
〔試験日〕 8月5日(火)または6日(水)に面接試験を行います。
〔申し込み・問い合わせ〕 職員課へ。

職種	勤務時間等	報酬月額(予定)
一般事務	週5日(月～金曜日) 午前8時30分～午後5時15分	19万7,200円
	週4日(月～金曜日) 午前8時30分～午後5時15分	15万7,700円
司書	週5日 午前8時30分～午後7時15分または午前10時30分～午後7時15分 ※勤務日・勤務時間はローテーションによる(休日是指定する。土・日曜日または月・火曜日)	20万1,800円

乳幼児・義務教育就学児 医療費助成制度は

10月に更新します

毎年10月に㊦・㊧医療証を更新します。氏名や住所、健康保険等に変更があり、まだ届け出がお済みでない方は、変更の届け出をしてください。
なお、平成20年1月1日現在市内に住民登録がない保護者の方は「平成20年度住民税課税証明書」等の提出が必要となりますが、児童手当等の手続きで課税証明書を提出している場合は提出不要です。
該当する方には、7月下旬にお知らせを送付します。
〔問い合わせ〕 子育て支援課手当助成係

行政たごいばん

7月の夜間・日曜納税窓口の税の納め忘れはありませんか？

▽日曜納税窓口
〔日時〕 27日(日)午前8時30分～午後5時
▽夜間納税窓口
〔日時〕 31日(木)午後8時まで
〔会場〕 納税課
なお、平成20年度固定資産税・都市計画税(第2期分)、国民健康保険税(第1期分)は、7月31日(木)までに納めてください。
※納付は便利で納め忘れのない口座振替をご利用ください。
〔問い合わせ〕 納税課

東京都大気汚染医療費助成(気管支ぜん息)の対象年齢が拡大されます

18歳未満の気管支ぜん息など4疾患は、一定要件を満たせば都の医療費助成を受けられますが、8月から気管支ぜん息の対象年齢が全年齢に拡大されます。新たに対象となるのは、18歳以上で次のすべての要件を満たす方です。
▽引き続き1年以上都内に住所を有すること
▽現に気管支ぜん息に罹患していること
▽健康保険等に加入していること
▽申請日以降喫煙しないこと
※福祉サービス支援室で申請書類等の配布・受け付けをします。
〔問い合わせ〕 福祉サービス支援室、東京都福祉保健局環境保健課 ☎(5320)4492

特別職報酬等審議会の市民委員を公募します

市議会議員の報酬ならびに市長など常勤の特別職の給料額について審議します。
〔対象〕 20歳以上の市内在住・在勤者で、10月から12月までの間、午前中の会議(約4回)に出席できる方
〔募集人員〕 2人(選考により決定)
〔任期〕 2年(9月1日～平成22年8月31日)
〔応募方法〕 7月31日(木)までに、所定の応募用紙と作文「特別職の報酬などについての考え方」を800字以内(用紙自由)にまとめ、持参してください。
※応募の際の提出書類は、一切返却しません。
〔提出先・問い合わせ〕 職員課

国民年金は60歳以降でも加入できます

国民年金は、20歳から60歳までの日本に住所を有する方が加入する制度ですが、60歳において年金受給権を満たしていない方や、未納・未加入期間があるため満額の老齢基礎年金を受け取れない方は、60歳以降の申し出た月から65歳到達月の前月まで国民年金に任意で加入し、保険料を納めることができます。また、昭和40年4月1日以前生まれの方で、65歳において年金受給権を満たしていない方は、

70歳到達月の前月までの間で年金受給権を満たすまで任意で加入することができます。
〔問い合わせ〕 府中社会保険事務所 ☎042(361)1001

国民年金保険料の納付が困難な場合には、申請免除・納付特例・納付猶予制度があります

▽申請免除(全額・一部免除)
被保険者・配偶者および世帯主の前年の収入が一定基準以下の場合、本人の申請により受けられます。
▽学生納付特例
大学・短大・専修学校等に通っている学生で、前年の収入が一定基準以下の場合、本人の申請により受けられます。
▽若年者納付猶予
被保険者(30歳未満)・配偶者(前年の収入が一定基準以下)の場合、申請して受けられます。いずれの制度も承認された期間は、老齢基礎年金を受けるために必要な受給資格期間に算入されます(一部免除の期間は、一部納付分の保険料を納めることが必要です)。
なお、申請免除の承認期間に限り、年金額の計算に一部反映されますが、学生納付特例・若年者納付猶予制度の承認期間は、保険料の納付がない場合、年金額の計算には反映されません。いずれも承認を受けてから10年までの間に、保険料を納めることができます(追納)。
ただし、承認期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合は、経過期間により

国民年金保険料の追納をご存じですか

一定額が保険料に加算されます
〔問い合わせ〕 府中社会保険事務所 ☎042(361)1001

保険料の全額免除や一部免除等の承認を受けた期間や若年者納付猶予、学生納付特例制度の承認期間は、保険料の全額を納めた時と比べて、将来受け取れる年金額が少なくなります。そこで、これらの期間は10年以内であれば、あとから保険料を納めること(追納)で、年金額を増額することができます。なお、保険料の免除や納付猶予、納付特例制度の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます(左表参照)。

保険料を追納する場合は、追納申込書により府中社会保険事務所へお申し込みください。

■平成20年度に追納する場合の額

免除等の承認を受けた年度	全額免除(月額)	半額免除(月額)
平成10年度	1万6,590円	—
平成11年度	1万5,950円	—
平成12年度	1万5,320円	—
平成13年度	1万4,740円	—
平成14年度	1万4,180円	7,090円
平成15年度	1万3,970円	6,980円
平成16年度	1万3,770円	6,880円
平成17年度	1万3,810円	6,910円

審議会等の公開

第3回狛江市市民参加と市民協働に関する審議会
〔日時〕 7月18日(金)午後7時から
〔会場〕 4階特別会議室
〔問い合わせ〕 政策室協働調整担当

第3回狛江市生活安全対策協議会
〔日時〕 7月16日(水)午後3時から
〔会場〕 4階特別会議室
〔問い合わせ〕 安心安全課

平成20年度第1回狛江市市民福祉推進委員会
〔日時〕 7月24日(木)午後6時30分から
〔会場〕 4階特別会議室
〔問い合わせ〕 福祉サービス支援室総合調整担当

第2回地域公共交通会議
〔日時〕 7月25日(金)午後4時から
※時間に変更になる場合があります。
〔会場〕 狛江市役所小田急線高架下分室104会議室
〔問い合わせ〕 都市整備課企画係

狛江市社会教育委員の会議
〔日時〕 7月22日(火)午後6時30分から
〔会場〕 503会議室
〔問い合わせ〕 社会教育課社会教育係